

そうだんしえん じゅうようじこうせつめいしょ
相談支援 重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょ どうそうだんしえんじぎょうしゃ そうだんしえんサービスかん りょうけいやく ていけつ
 本重要事項説明書は、当相談支援事業者と相談支援サービスに関する利用契約の締結を

きぼう かた たい しゃかいふくしほうだい じょう もとづきじぎょうしょ がいよう ていきょう そうだんしえん
 希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき事業所の概要や提供される相談支援の

ないよう けいやくじょう ちゅうい せつめい
 内容、契約上 ご注意いただきたいことを説明するものです。

1、サービスを提供する事業者について

事業者名称	かぶしきがいしゃめいせい はーとけあ 株式会社明生ハートケア
代表者氏名	だいひょうとりしまりやく はせがわ じゅんこ 代表取締役 長谷川 純子
所在地	しこくちゅうおうしきんせいちょうしもぶん ほんち 四国中央市金生町下分1332番地
電話番号	でんわばんごう 0896-22-3801
設立年月日	せいりつねんがっぴ へいせい 29 ねん 7 がつ 1 にち 平成 29 年 7 月 1 日

2、サービス提供を担当する事業所の概要について

事業所の種類	じぎょうしょ しゅるい そうだんしえん 相談支援
事業所の名称	していほうもんかいごじぎょうしょ 指定訪問介護事業所「ひまわり」
事業所番号	けいかくそうだん 計画相談 3831300557
開設年月日	かいせつねんがっぴ へいせい 29 ねん 7 がつ 1 にち 平成 29 年 7 月 1 日
事業所所在地	じぎょうしょしょざいち しこくちゅうおうしきんせいちょうしもぶん ほんち 四国中央市金生町下分1330番地
管理者	かんりしや いしず ちずえ 石津 千津江
連絡先	れんらくさき だんわ であつくす 電話：0896-22-3802 F A X：0896-22-3807
通常事業の実施地域	つうじょう じぎょう しこくちゅうおうし 四国中央市

3、事業の目的および運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>株式会社明生ハートケアが設置する指定訪問介護事業所「ひまわり」(以下「事業所」という。)において実施する相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った相談支援の提供を確保することを目的とします。</p>
<p>運営方針</p>	<p>利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行います。利用者の意思、人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。運営にあたっては地域との結びつきを重視し、市、障害福祉サービス事業者との連携を図り、地域の社会資源の改善、開発に努めます。</p>

4、営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

<p>営業日 および 営業時間</p>	<p>月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月31日～1月3日、国民の祝日は除く。 午前8時～午後5時</p>
<p>緊急時</p>	<p>電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとります。</p>

5、事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	資 格
<p>管理者・相談支援専門員</p>	<p>1名</p>		<p>介護福祉士</p>
<p>相談支援員</p>		<p>1名</p>	<p>介護福祉士</p>

6、当事業者が提供するサービス

(1) サービスの内容

① サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が総合

的かつ効果的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作ります。

<サービス利用計画の作成の流れ>

相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上で留意事項

等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容

について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

② サービス利用計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。

サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の

へんこう ひつよう ほんだん ぼあい じぎょうしゃ りようしゃそうほう ごうい もと きーび すりようけいかく
変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を

へんこう
変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

りようしゃ きょたく にちじょうせいかつ いとな こんなん みと ぼあい
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合かつ

りようしゃ しょうがいしゃしえんしせつとう にゆうしょまた にゆういん きぼう ぼあい しょうがいしゃしえんしせつとう
利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等

への紹介その他の便宜の提供を行います。

7、サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

りようしゃおよ かぞくとう たい きーび すりようじょう ふりえき しょう じゅうぶん はいりよ
利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮

します。相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠

慮なく相談ください。

8、利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

ほんじぎょうしょ かんけいほうれい もと りようしゃ きろく じょうほう てきせつ かんり りようしゃおよ か
本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者及び家

族の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用

者の負担となります。）保存期間は、相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

(1) サービス利用計画

(2) アセスメントの記録

(3) サービス調整会議等の記録

(4) モニタリング結果の記録

(5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務づけられた市への通知事項

(6) 利用者からの苦情の内容等の記録

9、行政機関その他苦情受付機関

四国中央市 障害福祉サービス 担当課	所在地 四国中央市三島宮川4丁目6-55 受付時間 8:30 ~ 17:15 電話番号 0896-28-6023 FAX番号 0896-28-6059
愛媛県 社会福祉協議会 (運営適正委員会)	所在地 松山市持田町3丁目8番5号 受付時間 8:30 ~ 17:15 電話番号 089-998-3477 FAX番号 089-998-3477

上記内容について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条の規定に基づき、利用者に説

明を行いました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

そうだんしえん さーびす ていきょう さい ほんしよめん もと じゅうよう じこう せつめい おこ
相談支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

していほうもんかいごじぎょうしよ
指定訪問介護事業所「ひまわり」

かんりしや いしず ちずえ
管理者 石津 千津江

せつめいしやしめい
説明者氏名

いん
印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしや じゅうよう じこう せつめい う け そうだんしえん さーびす ていきょう
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援サービスの提供

かいし どうい
開始に同意しました。

りようしや
利用者

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

いん
印

だいにしや
代理人

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

いん
印

(ぞく がら)
(続 柄)